

(別表第1) 交付申請書に必要な添付書類

用語の定義は、二酸化炭素排出対策事業費交付金(地域炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年3月30日 環政計発第220331号 制定)に基づく。

- (1) 申請書が個人の場合は住民票又はこれに代わるもの、民間事業者の場合は、現在事項若しくは履歴事項証明書(コピー可。発行日から3か月以内のもの)又はこれに代わるもの
- (2) 建築確認済証の写し
- (3) 補助対象設備に係る仕様書、カタログ
- (4) 補助対象設備を設置する施設に係る登記事項証明書等の所在欄等の記載事項と当該施設の住居表示が異なる場合は、同一の施設であることを示す書類
- (5) 補助対象設備の設置図(機器配置図、システム系統図及び単線結線図)(補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できること。)又はこれに代わるもの
- (6) PPAの場合、サービス料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類。また、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- (7) リース契約の場合、リース料金から補助金額相当分が控除されていることが分かる書類。また、本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- (8) 申請者又は対象設備使用者、設置場所所有者のいずれかが異なる場合は、京都市建築物の太陽光発電設備等上乘せ設置促進事業補助金に係る設置施設に関する同意書(第1号様式別紙)
- (9) 京都市暴力団排除条例に基づく誓約書
- (10) その他市長が必要と認める書類

(別表第2) 実績報告書に必要な添付書類

用語の定義は、二酸化炭素排出対策事業費交付金(地域炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和4年3月30日 環政計発第220331号 制定)に基づく。

補助対象設備	添付書類
補助対象設備共通	(1) 契約書等の写し (2) 補助事業に係る納品及び支出を証する書類の写し (3) 前号の納品及び支出を証する書類の写し。補助事業に係る経費の内訳が明記されていない場合は、補助事業に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの (4) 補助対象設備の実際の設置図(機器配置図、システム系統図及び単線結線図)(補助対象の設備及び補助対象外の設備が判別できる書類を提出すること。) (5) その他市長が必要と認める書類
太陽光発電システム	(1) 100%自家消費でない場合は、その事実を証する書類 (2) 補助対象設備の次の部分について、設置後の写真 ア 全ての太陽電池モジュール イ パワーコンディショナ
蓄電システム	(1) 補助対象設備の保証書の写し 申請者氏名と一致した宛名及び保証開始日が明記されているもので、補助対象設備のメーカーが発行するもの (2) 補助対象設備の次の部分について、設置後の写真 ア 蓄電池本体 イ パワーコンディショナ ウ 蓄電システム付帯のDC/DCコンバータ ただし、蓄電システムのパッケージ型番が、保証書に明記されているか銘板の写真を用いて照合できること (3) 災害時に地域で電力を提供する場合、地域との連携協定に関する資料もしくはそれを証する書類(写し)